

重度障害者受入れ促進事業

Q & A（第1版） 一宮市福祉部障害福祉課

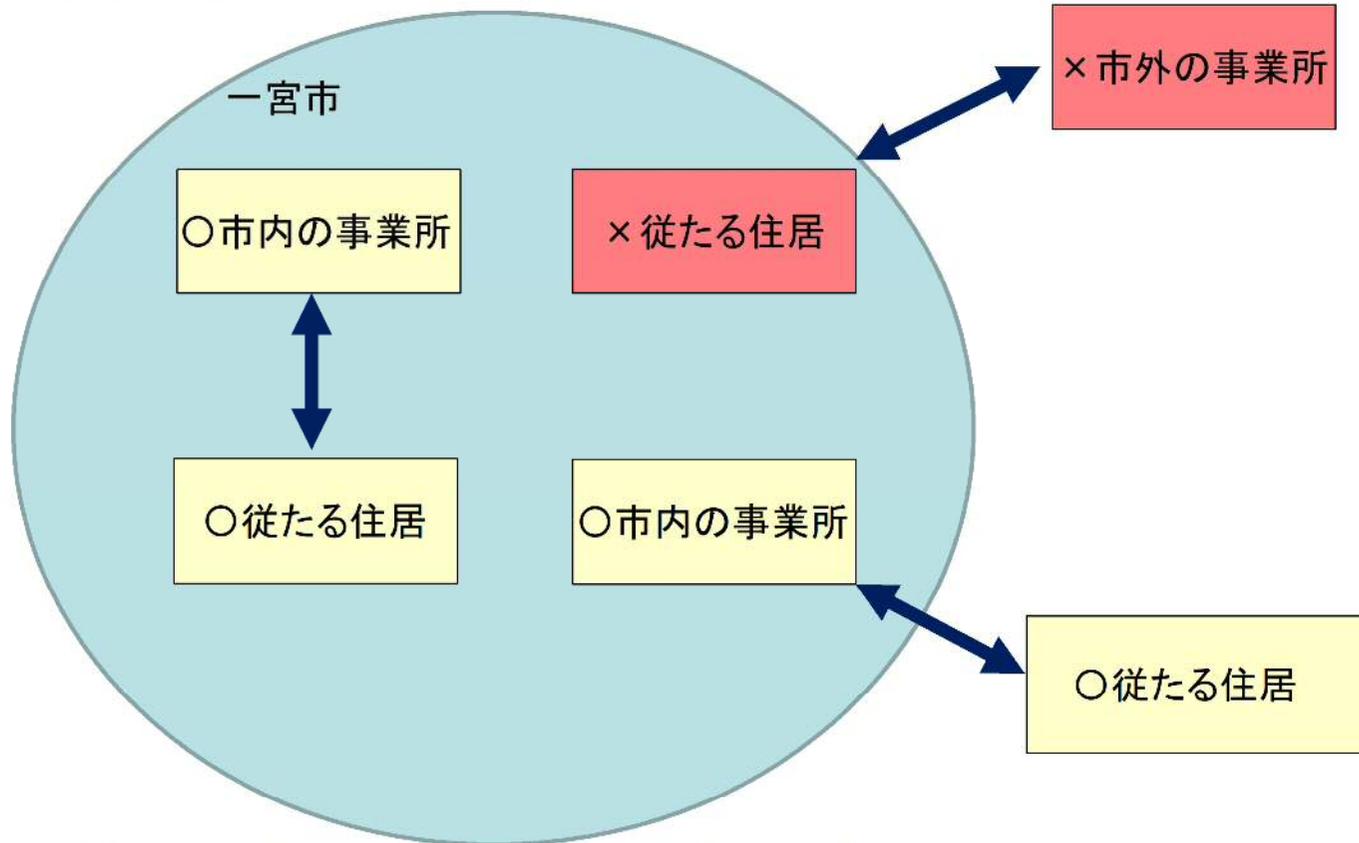
1. 対象事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ～ 5
2. 対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ～ 9
3. 対象事業（重度障害者受入れ促進）・・・・・・ 10 ～ 14
4. " （夜間支援体制の整備促進事業）・・ 15 ～ 20
5. 対象障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 ～ 31
6. 個別の問い合わせ回答内容

重度障害者受入れ促進事業 Q&A (令和4年6月1日)

1. 対象事業所

No.	質問	回答
1	法人所在地が一宮市ではない場合であっても、事業所所在地が一宮市内の場合は、補助対象となると考えて良いか。	お見込みのとおりです。
2	一宮市内に住居が所在するが、事業所所在地が一宮市ではない場合は、補助対象となるか。	対象外となります。
3	事業所所在地が一宮市内であれば、市外の従たる住居でサービス提供した場合も、補助対象となると考えて良いか。	お見込みのとおりです。
4	令和4年度に新規指定を受けた事業所で、事業を実施した場合は、補助対象となると考えて良いか。	お見込みのとおりです。
5	事業所が対象となるのか、ならないのかがわかりにくい。	別図1を参考にしてください。

- 補助対象の事業所について



※法人の所在地については、市内・外を問いません。
※このほかにも、補助対象の障害者についての条件等があります。

重度障害者受入れ促進事業 Q&A (令和4年6月1日)

2. 対象期間

No.	質問	回答
6	補助の対象となるサービスの提供期間はいつか。令和4年4月分からが対象となるのか。	令和4年度の補助対象は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間の対象サービスの提供を補助対象とし、令和5年度以降についても同様に1月1日から12月31日までの間の対象サービスの提供を補助対象とします。
7	補助対象ごとに3年間を上限とあるが、対象の障害者が別のグループホームを利用した場合は期間がリセットされるのか。	重度障害者受入れ促進事業の補助対象となる障害者については、“初めて”本事業の補助対象として適用をした月から3年間に限られ、別のグループホームに移られた場合であっても、期間はリセットされません。 補助対象となるか否かは上記期間内であるか否かで決まります。
8	年度途中で区分等が変わった場合の取扱いはどうか。	区分等の変更により、補助対象の障害者ではなくなった場合には、当該変更月から補助対象外となります。 重度障害支援加算(Ⅱ)から(Ⅰ)となった場合等は、補助金額の計算上は分けて考えますが、利用できる期間としては、最初の利用開始月からの3年間が上限です。
9	補助対象ごとに3年間を上限について、具体的にはどういう取扱いになるのか。	別図2を参考にしてください。

【重度障害者受入れ促進事業】

・補助対象の障害者ごとに3年間を判断

◆重度障害者支援加算(Ⅰ)、(Ⅱ)等	<p>適用開始月から3年間を上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別のグループホームに移転 ⇒ 期間に変更なし ・退去後、グループホームに入居 ⇒ 残期間にて利用可 ・加算(Ⅱ)から(Ⅰ)に適用が変更 ⇒ 期間に変更なし ・加算(Ⅱ)取得見込から(Ⅱ)取得 ⇒ 期間に変更なし ・加算対象から外れた場合 ⇒ 該当月以降は対象外
◆医療的ケア対応支援加算	<p>適用開始月から3年間を上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者支援加算(Ⅰ)、(Ⅱ)等の適用とは別途適用 ・入退去等の取扱いは重度障害者支援加算(Ⅰ)、(Ⅱ)等と同様

【夜間支援体制の整備促進事業】

・対象の事業所・住居ごとに3年間を判断

◆夜間支援等体制加算(Ⅳ)～(Ⅵ)	<p>適用開始月から3年間を上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所単位で適用
◆夜勤職員の2名配置	<p>適用開始月から3年間を上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象住居ごとで適用 ・夜間支援等体制加算(Ⅳ)～(Ⅵ)の適用とは別途適用

重度障害者受入れ促進事業 Q&A (令和4年6月1日)

3. 対象事業・重度障害者受入れ促進事業

No.	質問	回答
10	令和4年1月以前から重度障害支援加算(I)または(II)の対象となる障害者を受け入れて報酬加算を受けていた場合は、補助対象外か。	本補助事業の適用開始月である令和4年1月以前から受け入れていた場合については、同月から受入れたものとして取り扱います。
11	重度障害支援加算(II)を1年以内に取得見込みの場合について、どのように判断するのか。	<p>取得見込みを対象としているのは、重度障害支援加算(II)の対象となる障害者の受入れの促進を目的としていることからとなります。</p> <p><u>実際に対象の障害者を受入れて、1年以内に加算を取得する意向があれば、適用(交付)申請いただくことができます。</u></p> <p>申請いただき、取得できる見込みがあると認められる場合に、適用(交付)決定をすることになります。</p> <p>なお、【事業所集団指導用資料】では、このケースを1/2加算と表示しましたが、報酬加算相当額と同額(=1/1)を補助金として交付することとします。</p> <p>報酬加算については、取得見込みでは受け取れませんので、補助金のみとなります。</p> <p>重度障害者支援加算(II)を取得している場合と比べた場合に、受け取れる額(報酬加算と補助金の合計)が半分の1/2となる旨を注記したかったものとなりますので、このQ&Aで訂正させていただきます。</p>

No.	質問	回答
12	<p>重度障害者支援加算(Ⅱ)を1年以内に取得見込みとして、補助金を受け取った場合で、実際には、取得ができなかった場合はどうか。補助金を返還することになるのか。</p>	<p>Q11の回答にあるとおり、受入れと加算の取得意向があれば、補助対象とします。実際にはなんらかの都合で取得できなかった場合であっても、ほかの条件に違反しているケースや故意に取得しなかったと認められるケース等でない限り、補助金の返還を求めることはありません。</p> <p>未取得の場合には、次年度の適用申請時に状況などをお聞かせいただき、次年度以降分について、適用決定するか否かを判断します。</p>
13	<p>重度障害者支援加算(Ⅱ)を1年以内に取得見込みとして、申請したが、実際には、取得ができなかった場合、次年度も取得見込みとして補助金の適用申請はできるか。</p>	<p>重度障害者支援加算を未取得の状態でのサービス提供については、必要と認められる生活支援員の加配がない、若しくは、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等の終了者がいない状態でのサービス提供となっていると考えられ、望ましい状態とは言えません。</p> <p>補助金の交付要綱上は、申請年度の翌年度末までに加算を取得する見込みがあると認められる場合を対象としており、取得見込みが長期にわたって継続する場合(令和4年から申請した場合で、令和6年度分の申請まで続く場合等)には、原則対象外とします。</p> <p>この場合は、加算取得後に、改めて補助の対象とさせていただきますこととなります。</p>
14	<p>重度障害者支援加算(Ⅰ)については、取得見込みであっても、補助対象とならないのか。医療的ケア対応支援加算はどうか。</p>	<p>前段、お見込みのとおりです。</p> <p>後段、医療的ケア対応支援加算については、取得見込みであっても補助対象となりません。</p>

重度障害者受入れ促進事業 Q&A (令和4年6月1日)

4. 対象事業・夜間支援体制の整備促進事業

No.	質問	回答
15	夜間支援体制加算(Ⅳ)～(Ⅵ)の1/2加算が受けられるのはどういったケースか。	夜間支援等体制加算(Ⅳ)～(Ⅵ)の加算算定を受けて、令和4年1月以降に補助対象の障害者に対して、サービスを提供した場合であって、以下の条件を全て満たした場合に補助対象となります。 ・補助対象の障害者の利用する住居ごとで、 <u>障害支援区分4以上の補助対象障害者が定員に対して5割以上の割合で入居している住居</u> であること。 ・住居ごとに、 <u>補助対象として適用した月から3年以内</u> であること。 (注) 補助対象の障害者についても別途条件があります。
16	夜勤職員加配の要件に住居ごとで夜勤職員を2人以上(4時間以上従事する方)とあるが、4時間以上従事する夜勤職員が2人以上必要という理解でよいか。	お見込みのとおりです。
17	夜勤職員加配について、9日間しか実施できなかった月は算定されないということか。また、月の日数(28日～31日)実施した場合であっても月額5万円となるのか。	前段、後段ともにお見込みのとおりです。

No.	質問	回答
18	<p>日中支援型グループホームの場合は利用できるのか。</p>	<p>夜間支援等体制加算（Ⅳ）～（Ⅵ）については、グループホームの報酬加算のため、ご利用いただけません。 夜勤職員の加配については、同条件で利用いただけます。</p>
19	<p>区分4以上の障害者が一定割合を占めるについて、具体的な要件を示されたい。</p>	<p>一定割合については、住居ごとにみて、定員に対して、市内の区分4以上の障害者の方占める割合が、5割以上であることをその要件とします。</p>
20	<p>住居ごとに、補助対象として適用した月から3年以内の要件について、適用できない月が含まれた場合の取扱いを示されたい。</p>	<p>補助対象として適用できない月が含まれた場合であってもその分期間が延びるといった事はなく、要件に変更はありません。</p>

重度障害者受入れ促進事業 Q&A (令和4年6月1日)

5. 補助対象の障害者

No.	質問	回答
21	令和4年1月1日以前に、一宮市において障害者支援区分の認定を受け、障害福祉サービスの支給決定を受けた障害者であれば、現在利用しているグループホームの住居の所在地が市外であっても対象となると考えて良いか。	お見込みのとおりです。ただし、補助対象となるケースは、利用する対象事業所の所在地が一宮市である場合に限られます。 ※ 補助制度の適用を受けるには補助対象となる加算算定を受けていただくなど、本項目以外にも要件があります。
22	令和4年1月1日以前に、一宮市以外の市で、障害者支援区分が認定された方が、令和4年1月1日より後に一宮市に転入後、改めて一宮市から支給決定を受けた場合は、対象となると考えて良いか。	対象外となります。
23	令和4年1月1日以前から、一宮市に住民票があるものが、同年1月2日以降に、一宮市において障害者支援区分が認定された障害者は対象となると考えて良いか。	お見込みのとおりです。
24	令和4年1月1日以前に、一宮市に住民票があったものが、市外に転出し、転出後に障害者支援区分が認定された場合の取扱いを示されたい。	転出した場合は対象外となります。

No.	質問	回答
25	令和4年1月1日以前に、一宮市に住民票があったものが、一時的に市外に転出し、再転入後に障害者支援区分が認定された場合の取扱いを示されたい。	対象外となります。
26	令和4年1月1日以降に、出生した児童はどうか。	本補助制度の利用はできないものと考えられ、対象外とします。
27	事業実施期間中に、障害支援区分が変更となり、例えば区分4が区分3となった場合は、利用できるのか。	対象事業のうち障害支援区分に係る要件があるものについては、区分変更に伴って要件を満たさなくなった以降の月から対象外となります。
28	補助対象ごとに3年間の上限とあるが、対象の障害者が別のグループホームを利用した場合は期間がリセットされるのか。	重度障害者受入れ促進事業の補助対象となる障害者については、“初めて”本事業の補助対象として適用をした月から3年間に限られ、別のグループホームに移られた場合であっても、期間はリセットされません。 補助対象となるか否かは上記期間内であるか否かで決まります。
29	利用がない月があった場合には、その分だけ利用期間が延びる解釈でよいか。	利用開始月を含めてその月から3年間のサービスに対して適用されるものとなり、利用がない月があっても期間は延長されません。
30	3年間の解釈がわかりづらい。対象となる障害者の方がグループホームを移った場合の取扱いはどうか。	具体的には、令和4年1月にAグループホームで補助対象となった方が退所して、令和6年1月から別のBグループホームに入所された場合は、Bグループホームでは、最大でも12か月分しか補助対象となりません。

No.	質問	回答
31	実施期間が令和6年度までとあるので、どちらにしる3年間しか使えないのではないか。	<p>次期、令和6年の報酬改定による報酬体系等の見直しを踏まえて、本補助事業の見直しを予定しています。報酬改定の内容を受け、当市の地域の課題解決に事業の継続等が必要となった場合には、重度障害者の受入れ補助等を令和7年度以降も継続する可能性があります。その場合であっても同一の障害者の方については、3年間しか利用できないこととしているものです。</p> <p>この規定については、できるだけ多くの対象障害者に対して受入れの機会を提供することを目的としたものとなります。</p>

重度障害者受入れ促進事業 Q&A (令和4年6月1日)

6. 個別の問い合わせ回答内容

質問 (1)	<p>【夜勤職員加配の要件】①住居ごとで夜勤職員2人以上(4時間以上従事する方)とあります。 GHの夜間支援体制(夜間支援体制加算含む)は住居ごとではなく、住居をまたがった体制になっている場合があります。</p> <p><事例1>住居A(夜間支援対象者5人)と住居B(夜間支援対象者5人)住居AB合計10名に対して夜勤者2名(4時間以上)を配置する場合も対象になりますでしょうか？</p> <p><事例2>住居Aに専従の夜勤者(4時間以上)、住居Bにも専従の夜勤者(4時間以上)で、例えば3人目の夜勤者が、住居Aに夜勤加配で4時間+その後住居Bでも加配夜勤4時間の場合は、住居ABそれぞれで夜勤者2名配置を満たしていると考えてよろしいでしょうか？</p> <p><事例3>1つの住居で例えば職員A(4時間以上)+職員B(2時間)+職員C(2時間)の3名体制の配置の場合は、職員B+職員Cで合計4時間以上で2人以上の要件を満たす解釈で良いでしょうか？</p>
回答 (1)	<p>A 住居ごとに4時間以上の夜間勤務を行う職員が2名いることを想定しております。したがって、以下のとおりとします。</p> <p><事例1>2つの住居に対して、2人体制で配置するケースは補助対象としません。</p> <p>a 住居で4時間 b 住居で4時間 b 住居で4時間 a 住居で4時間 といった配置をすると要件を満たす可能性はありますが、夜間における入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得に必要な経費を支援する目的であり、もう1人別の方を配置されることを想定しております。</p> <p><事例2>3人目の夜勤者がそれぞれの住居で4時間以上従事している場合は対象となります。 ただし、該当の住居に距離がある場合など移動に時間がかかるケースについては、その方が8時間勤務をされている方だと4時間以上の条件を満たせない場合がありますのでご注意ください。</p>

	<p><事例3></p> <p>3人以上の体制で、4時間以上2人体制相当分の条件を満たすケースは想定しておらず、要綱上補助対象としておりません。したがって、原則対象外です。</p> <p>しかしながら、夜間支援体制の整備促進に係る補助の目的は、入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得のためとなりますので、配置の理由等が適当と認められる場合あるいはやむを得ないと認められる場合には、補助適用を可とする余地があるものと考えます。したがって、本ケースについては、適用申請時点で、個別に判断させていただきます。</p>
--	---

質問（2）	<p>要件として区分4以上の障害者が一定割合を占める事とありますが、一定割合とはどのような割合でしょうか？（その割合は住居ごとか、事業所ごとかも含めて）</p>
回答（2）	<p>A 一定割合については、住居ごとに判断し、定員に対して、市内の区分4以上の障害者の方の割合が5割以上であることとしています。</p> <p>その具体的な要件の取扱いを回答する前に、申請手続きについて補足説明させていただきます。</p> <p>本補助事業については、サービスの利用実績、提供体制等に基づいて補助金の額が算定されることとなりますが、障害者の受入れ開始の時点では、その利用見込みや補助金の交付申請額を決めておくことが困難な性質のものであることから、交付決定の手続きの前段階として、適用申請をいただきます。</p> <p>したがって、本補助制度の利用にあたっては、まずは、適用申請をしていただいて、市でその適否を審査して、適用を決定してから、利用実績に基づいて交付申請いただくこととなります。</p> <p>ご質問の回答ですが、住居ごとの定員に対して、市内の区分4以上の障害者の方の割合が5割以上の確認をする段階が2回あり、まずは、適用申請時はその時点の状況を確認させていただきます。また、完了報告時にも、確認ができる書類等の写しを提出いただき、対象期間中の配置状況がどうであったのかを判断します。</p>

<p>質問（3）</p>	<p>夜勤者等の要件を満たしているかどうかも含めて申請や確認はどのような方法で行うのでしょうか？</p> <p>また、重度加算Ⅱの上乗せについては1年以内に計画の場合も対象になっていますが加算届での確認で行うのでしょうか？</p>
<p>回答（3）</p>	<p>A（前段） 適用申請時に、対象の障害者の方の情報と提供体制について確認します。交付申請をいただいた後、完了報告をいただきますが、完了報告で提出いただいた書類をもとに内容の確認を行う予定です。</p> <p>A（後段） 要件の研修等が受けられていないなどの理由で、重度障害者支援加算（Ⅱ）等の加算算定が受けられてない場合に、当該加算の算定対象となる障害者を受入れて、共同生活援助サービスを提供いただける場合を想定したものとなります。地域の課題である重度の障害者の方がグループホームに受け入れていただけることに対し、財政面で少しでも支援をすることを目的としております。</p> <p><u>そのため、適用申請の段階で、事業所として、重度障害者支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を取得して事業を実施する意欲があり、かつ、実際に加算を取得する見込みがあると認められる場合に適用を可とする予定です。</u></p> <p>ただし、加算算定の要件である研修等は、サービスを受ける方にとって必要があるから要件となっているもので、決して軽視してよい内容ではないと考えております。</p> <p>具体的な内容については、本Q&AのQ11～13をご確認ください。</p>